

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第22号

寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同条第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

第47条第1項中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2項中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。